

●民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

民間の能力を活用した空港の運営等を推進するため、国土交通大臣がその基本方針を定めることとするとともに、国土交通大臣が管理する空港等について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずる。

背景・趣旨

現在の国管理空港

➤全国27空港の着陸料収入をプール管理している
(空港ごとの経営効率化が図られない)

➤滑走路等(国)と空港ビル等(民間)の運営主体が分離している
(一体的・機動的な経営が行えない)

目指す姿

➤個別空港ごとの経営

→[より地域と向き合った空港運営]

➤民間の能力を活用した空港ビルも含めた一体的な経営

→[機動的な空港運営]

(例:一体的な経営による効率化を通じて着陸料を引き下げ、エアラインを積極的に誘致)

➤オープンスカイの推進

➤LCC等の新規参入促進

地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現

- 就航路線・便数の拡大、利用者数の増大、宿泊・物販等の拡大等を通じた **地域経済の活性化、雇用の拡大**
- 航空ネットワークの拡大による **利用者利便の向上**
- 空港経営の **効率化**を図るとともに、**収益力・集客力を向上**
- 我が国 **航空産業の活性化**

具体的な取組み

- PFI法の **公共施設等運営権制度(公共施設の運営を民間事業者に委ねることを可能とする制度※)**を活用し、国管理空港の運営の民間委託を推進する。
※同制度では国等の公的主体が施設所有権を留保することが前提。

法案の概要

- 国土交通大臣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針を策定するものとする。
- PFI法の公共施設等運営権制度を活用した国管理空港の運営等の民間委託を可能とするため、PFI法、航空法、空港法等の関係法律の特例措置を定める。
- 地方管理空港についても、設置管理者である地方公共団体の判断により、同様に運営等の民間委託を可能とするため、PFI法、航空法、空港法の特例措置を定める。

今後のスケジュール(想定)

- 平成24年度:民間事業者、地方自治体等の幅広い関係者から、国管理空港の運営の民間委託に関する具体的な提案を募集(マーケット・サウンディング)
- 平成25年度:個別空港ごとの運営の民間委託手法の具体的検討
- 平成26年度:国管理空港の運営の民間委託を開始